

## 特記仕様書

### (2) 規格値の適用除外

共通仕様書「土木工事施工管理基準」に示す規格値のうち、次の管理項目については本工事適用除外とする。

工 種	項 目	適用除外	備 考
2.水路工事			
コンクリート 二次製品水路	基準高	小用水路及び小排水路の場合	

## 第9節 標準設計図

設計図書に示す記号表示は、「秋田県農業農村整備事業標準設計図（平成26年度）」（以下、「標準設計図」という）に基づき、構造物の種類及び規模を表している。

実施にあたっては、対象構造物が機能及び構造上十分な効用を発揮できるよう、現場状況を十分把握したうえで、現地に適合するよう施工しなければならない。

## 第10節 現場技術員

本工事において、下記により現場技術員が配置されます。なお、現場技術員の権限は、共通仕様書第1編 1-1-10現場技術員によるものとする。

業務内容は次に示すとおりである。

- (1) 現場確認（荒整地、基盤整地、道水路の断面・延長、付帯構造物）
- (2) 地元調整業務（監督職員と受注者との連絡調整、地元要望取りまとめ等）
- (3) その他（補足設計等の基礎資料作成）

## 第11節 秋田県公共事業に係る環境配慮方針に基づく取組

本工事は、「秋田県公共事業に係る環境配慮方針（平成16年4月1日）」に基づいた個別評価対象工事に該当しない。

## 第12節 被災農林漁家の就労機会の確保について

工事の施工にあたっては、効率的な施工に配慮しつつ、地震等被災地域における農林漁家の就労希望者を優先的に雇用するよう努めるものとする。

## 第13節 その他

平成27年度春工事（整地仕上げ等）については、本工事受注者との随意契約工事とする。